

みなと みた

2017 9
No.123

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働行政ニュース ● 2～12

「第68回 全国労働衛生週間」実施要綱(抜粋)／平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果を公表／平成28年度における過労死等の労災補償状況(東京労働局分)について／東京都最低賃金を958円に引き上げます／業務改善助成金の概要／「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 13

最近の雇用失業情勢

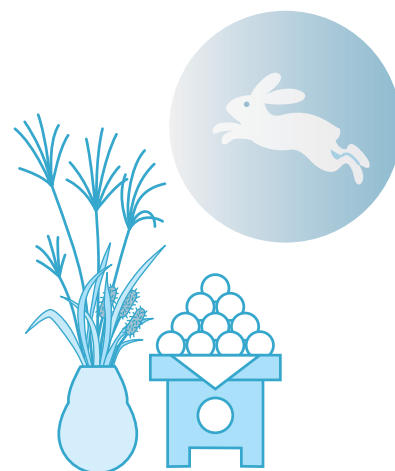
協会だより ● 14～16

港地区健康と安全推進大会／産業保健フォーラム IN TOKYO 2017／新入会員のご紹介／最近の企業の人事労務管理講習会を開催しました

最新の講習会情報メール配信のご案内

当協会の講習会案内を、メールで受け取ることが可能になりました。ご活用いただきますようご案内いたします。配信をご希望の方は、下記メールアドレスに、「配信を希望する」旨とともに、①「会社名」②「会社所在地」③「電話及びFAX番号」④「今後も郵送による案内ご希望の有無」、をご記入の上、メールをお送りください。

mitakoshukai@mita-roukikyo.or.jp (講習会用)



第68回 全国労働衛生週間

10月1日～7日（準備期間：9月1日～30日）

<スローガン>

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に昭和25年から毎年実施しているもので、今年で68回目になります。毎年10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

労働衛生分野では、治療をしながら仕事をしている方が労働人口の3人に1人と多数を占めているなど、治療と仕事の両立が大きな課題となっているほか、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが重要な課題となっています。このような状況を踏まえて、今年度の全国労働衛生週間では、「働き方改革実行計画」（平成29年3月働き方改革実現会議決定）に基づく、治療と仕事の両立支援の推進や、改正労働安全衛生法に基づくラベル表示や安全データシート（SDS）の公布といった化学物質による健康障害防止対策の徹底、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策や過重労働対策の推進、今年から開始した「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月～9月）の推進による職場の熱中症予防対策の重点的な周知を実施することとしています。

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- | | |
|--------------------------|---|
| ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視 | 緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施 |
| イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示 | オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施 |
| ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰 | |
| エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等 | |

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

① 重点事項

- ア 治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月23日付け基発0223第5号、健発0223第3号、職発0223第7号）に基づく以下の事業場環境整備
(ア) 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
(イ) 研修等による両立支援に関する意識啓発
(ウ) 相談窓口等の明確化
(エ) 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
(オ) 治療と仕事の両立を支援するための制度導入に係る費用助成、産業保健総合支援センターによる支援の活用
- イ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
平成28年6月1日に施行された改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの着実な実施等の以下の取組
(ア) 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を

出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認

- (イ) 化学物質を含む製剤等を使用する際に、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズに、事業者と労働者がラベル表示を見て、SDSの入手状況、危険有害性情報の確認
(ウ) SDSにより把握した危険有害性についてリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の推進
(エ) ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対する教育の推進
(オ) 皮膚接触や経口ばく露による健康障害防止対策のための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
(カ) 特殊健康診断等による健康管理の徹底
(キ) その他、有害業務に応じたばく露防止対策の徹底
a. 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気等の徹底
b. 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
ウ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進

- (ア) 事業者によるメンタルヘルスクアを積極的に推進する旨の表明
- (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- (ウ) 4つのメンタルヘルスクア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- (エ) ストレスチェック制度の適切な実施
- (オ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- (カ) 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- (キ) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- エ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
 - (ア) 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - (イ) 改正労働安全衛生規則（平成29年6月1日施行）に基づく、長時間労働者に関する産業医への情報提供等の実施の徹底
 - (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施の徹底
 - (エ) 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - (オ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- オ その他の重点事項
 - (ア) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に基づく対策の実施
 - (イ) 職場における受動喫煙防止対策の推進
 - (ウ) 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく以下の熱中症予防対策の徹底
 - (エ) 労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防

止対策の徹底

② 労働衛生3管理の推進等

- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化
- イ 作業環境管理の推進
- ウ 作業管理の推進
- エ 健康管理の推進
「職場の健康診断実施強化月間」（9月1日～9月30日）の実施
- オ 労働衛生教育の推進
- カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
- キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ク 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進

③ 作業の特性に応じた事項

- ア 粉じん障害防止対策の徹底
- イ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ウ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底
- エ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- オ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
- カ 石綿障害予防対策の徹底
- キ 酸素欠乏症等の防止対策の推進

④ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進

- ア 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- ウ 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について（平成24年8月10日付け基発0810第1号）」に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

⑤ 平成28年熊本地震に関連する労働衛生対策の推進

- 建築物等の解体作業やがれき処理作業における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底

第68回 全国労働衛生週間説明会

平成29年9月6日（水）ハローワーク品川4階大ホールにおいて、三田労働基準監督署及び三田労働基準協会共催により平成29年度全国労働衛生週間説明会を開催しました。本説明会は、10月1日から7日まで「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」のスローガンのもと展開される全国労働衛生週間に先立ち行ったものです。

三田労働基準監督から過重労働防止対策、全国労働衛生週間実施要綱の説明を行い、特別講演は「ストレスチェック集団分析結果に基づき事業者が講ずべき措置について」と題して東京産業保健支援センターのメンタルヘルス対策促進員の根岸純子様に行っていただきました。



挨拶する野村みどり署長

平成28年度の監督指導による 賃金不払残業の是正結果を公表

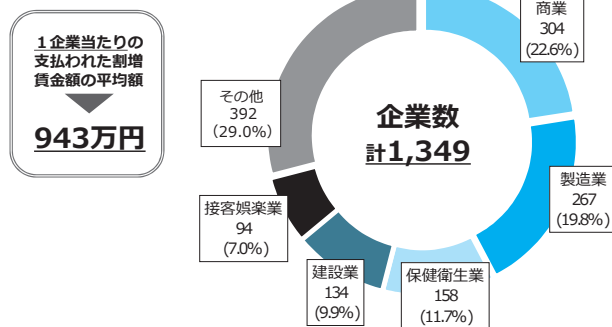
～ 1,349企業に対し、合計127億2,327万円の支払いを指導～

厚生労働省は、平成28年度に時間外労働などに対する割増賃金を支払っていない企業に対して、労働基準法違反で是正指導した結果を取りまとめましたので公表しました。

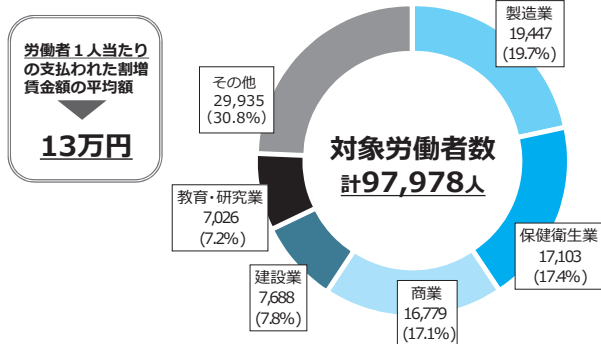
これは、全国の労働基準監督署が、賃金不払残業に関する労働者からの申告や各種情報に基づき企業への監督指導を行った結果、平成28年4月から平成29年3月までの期間に不払いだった割増賃金が各労働者に支払われたもののうち、その支払額が1企業で合計100万円以上となった事案を取りまとめたものです。

● 100万円以上の割増賃金の遡及支払状況（平成28年度分）

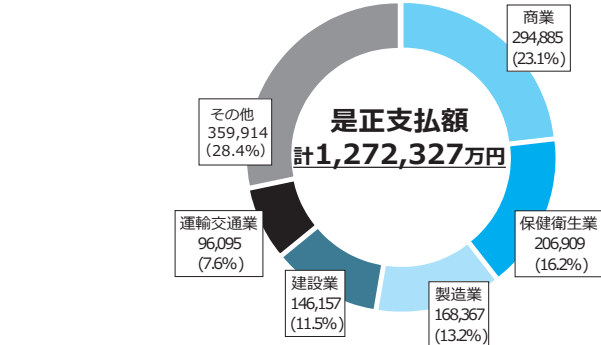
① 業種別の企業数（単位：件）



② 業種別の対象労働者数（単位：人）

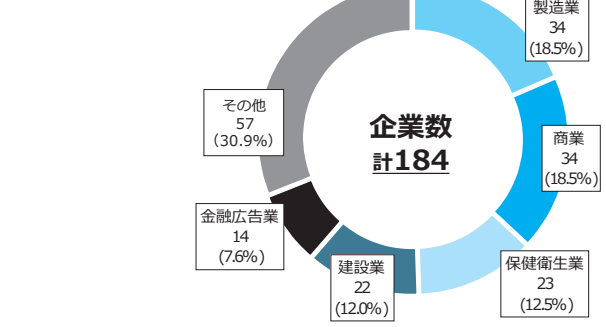


③ 業種別の是正支払額（単位：万円）

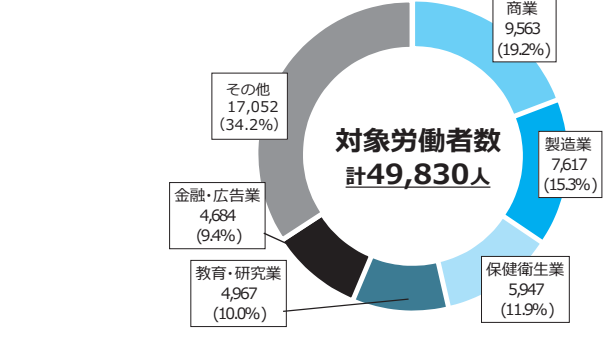


● 1,000万円以上の割増賃金の遡及支払状況（平成28年度分）

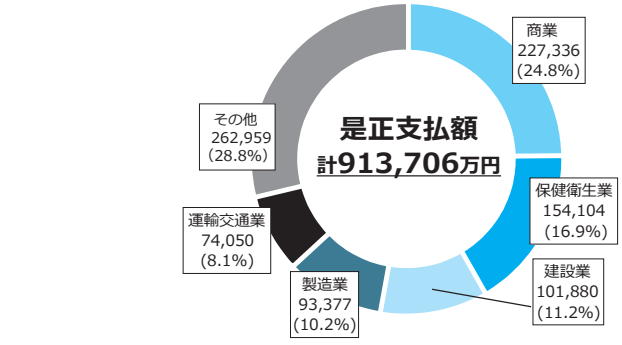
① 業種別の企業数（単位：件）



② 業種別の対象労働者数（単位：人）



③ 業種別の是正支払額（単位：万円）



（注）対象事案は、労基署が定期監督及び申告に基づく監督を実施し、割増賃金の不払いに係る指導を行った結果、平成28年4月から平成29年3月までの間に1企業で合計100万円及び1,000万円以上の割増賃金の支払いがなされたもの

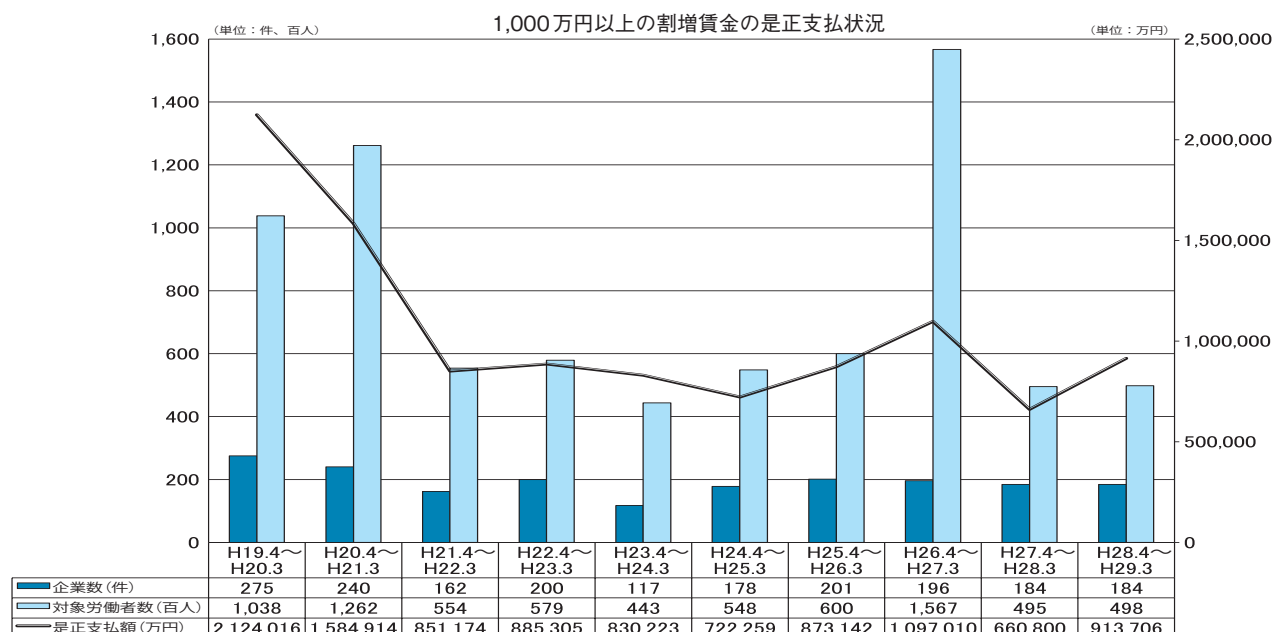
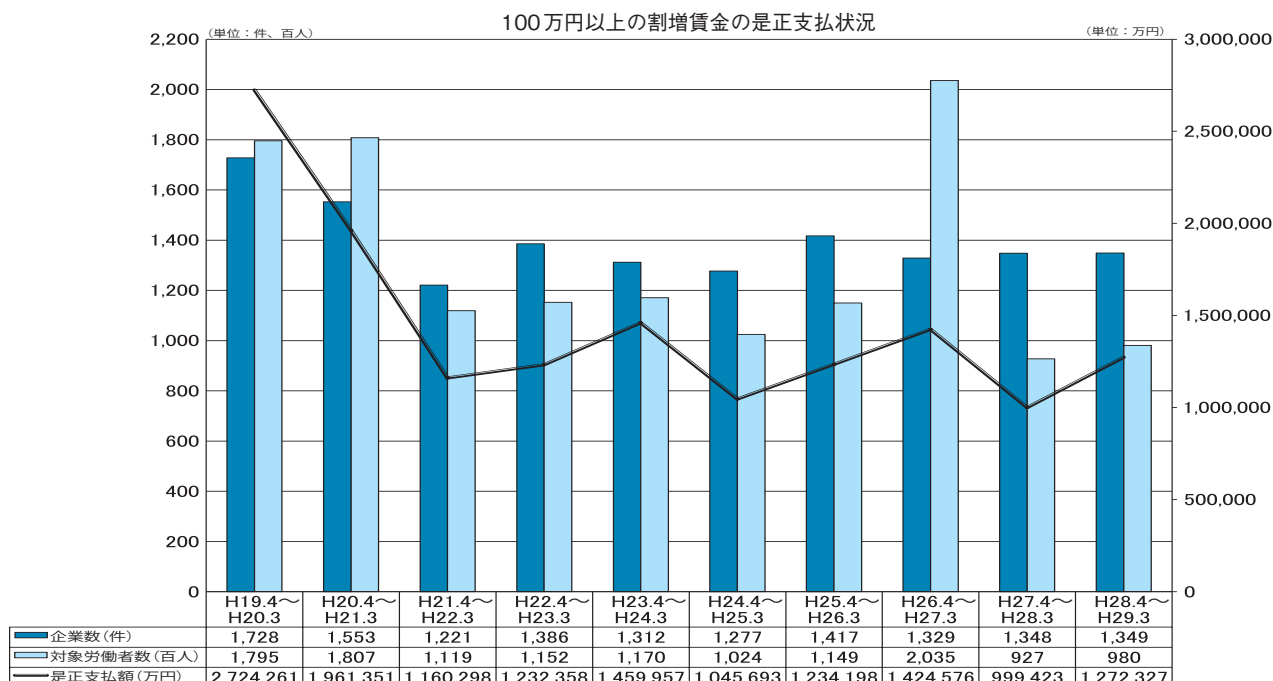
監督指導の対象となった企業では、定期的にタイムカードの打刻時刻やパソコンのログ記録と実働時間との隔たりがないか確認するなど、賃金不払残業の解消のためにさまざまな取組が行われています。

厚生労働省では、引き続き、賃金不払残業の解消に向け、監督指導を徹底するとしています。

【平成28年度の監督指導による賃金不払残業の是正結果のポイント】

- (1) 是正企業数 1,349企業（前年度比 1企業の増）
うち、1,000万円以上の割増賃金を支払ったのは、184企業
- (2) 支払われた割増賃金合計額 127億2,327万円（同 27億2,904万円の増）
- (3) 対象労働者数 9万7,978人（同 5,266人の増）
- (4) 支払われた割増賃金の平均額は、1企業当たり943万円、労働者1人当たり13万円

● 100万円以上及び1,000万円以上の割増賃金の遡及支払状況（過去10年分）



平成28年度における過労死等の 労災補償状況（東京労働局分）について

◎東京労働局は、平成28年度中に行われた管下18労働基準監督署における過労死等（脳・心臓疾患及び精神障害事案）に係る労災請求・認定件数を取りまとめました。その概要は、次のとおりです。

◎東京労働局においては、過労死・自殺等の防止に向けて、過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策等を積極的に推進することとしています。

■業種別認定件数

(件)

	脳・心臓疾患			精神障害〔うち自殺〕		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0) [0(0)]	0 (0) [0(0)]	0 (0) [0(0)]
建設業	13 (0)	11 (0)	2 (0)	20 (3) [1(0)]	19 (1) [3(0)]	10 (1) [2(0)]
製造業	15 (0)	9 (0)	3 (0)	33 (8) [5(0)]	29 (4) [5(0)]	14 (3) [1(0)]
情報通信業	13 (0)	12 (0)	5 (0)	37 (13) [3(0)]	38(11) [2(0)]	16 (6) [1(0)]
運輸業、郵便業	23 (0)	15 (0)	9 (0)	28 (3) [2(1)]	15 (2) [1(1)]	6 (1) [0(0)]
卸売業・小売業	22 (2)	14 (1)	2 (0)	46 (23) [1(0)]	36(17) [0(0)]	9 (5) [0(0)]
金融業・保険業	2 (1)	2 (0)	0 (0)	15 (5) [1(0)]	9 (6) [1(0)]	4 (2) [1(0)]
宿泊業、飲食サービス業	15 (4)	9 (1)	4 (0)	18 (4) [2(1)]	17 (2) [2(0)]	8 (2) [1(0)]
教育、学習支援業	2 (1)	2 (1)	0 (0)	4 (2) [0(0)]	7 (4) [2(0)]	4 (3) [1(0)]
医療、福祉	6 (6)	5 (5)	0 (0)	26 (19) [2(1)]	25(19) [0(0)]	2 (2) [0(0)]
その他の事業(上記以外の事業)	41 (2)	25 (0)	4 (0)	61 (25) [8(1)]	39(14) [3(1)]	16 (2) [3(1)]
合計	152(16)	104 (8)	29 (0)	288(105) [25(4)]	234(80) [19(2)]	89(27) [10(1)]

注1 業種については、「日本標準産業分類（大分類）」による。

2 () 内は女性の数で内数である。

■職種別認定件数

(件)

	脳・心臓疾患			精神障害〔うち自殺〕		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
管理的職業従事者	19 (0)	14 (0)	2 (0)	17 (3) [2(0)]	16 (5) [2(0)]	9 (3) [1(0)]
専門的・技術的職業従事者	22 (4)	16 (2)	6 (0)	72 (29) [11(2)]	57(17) [6(1)]	21 (3) [4(1)]
事務従事者	15 (3)	13 (1)	3 (0)	88 (45) [5(1)]	68(31) [3(1)]	19 (9) [0(0)]
販売従事者	26 (1)	18 (1)	5 (0)	43 (17) [3(0)]	35(19) [3(0)]	14 (8) [1(0)]
サービス職業従事者	16 (5)	11 (4)	4 (0)	24 (7) [3(1)]	21 (6) [2(0)]	8 (2) [1(0)]
生産工程従事者	4 (0)	2 (0)	0 (0)	10 (2) [0(0)]	11 (1) [1(0)]	5 (1) [1(0)]
輸送・機械運転従事者	24 (0)	17 (0)	9 (0)	20 (2) [0(0)]	11 (1) [0(0)]	6 (1) [0(0)]
建設・採掘従事者	12 (0)	9 (0)	0 (0)	6 (0) [0(0)]	7 (0) [1(0)]	2 (0) [1(0)]
運搬・清掃・包装等従事者	6 (3)	1 (0)	0 (0)	5 (0) [0(0)]	4 (0) [0(0)]	3 (0) [0(0)]
その他の職種(上記以外の職種)	8 (0)	3 (0)	0 (0)	3 (0) [1(0)]	4 (0) [1(0)]	2 (0) [1(0)]
合計	152(16)	104 (8)	29 (0)	288(105) [25(4)]	234(80) [19(2)]	89(27) [10(1)]

注1 業種については、「日本標準産業分類（大分類）」による。

2 () 内は女性の数で内数である。

東京都最低賃金を958円に引き上げます

～発効日は平成29年10月1日です～

東京労働局長は、東京都最低賃金を26円引き上げ、時間額958円に改正することを決定し、官報公示を行いました。

東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月5日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会（会長 都留 康）に対し諮問を行いました。

同審議会は審議の結果、8月7日、現行の時間額

932円を26円引き上げて、958円に改正する（引上率2.79%）ことが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて東京労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、東京都最低賃金を時間額958円とする決定を行い、9月1日、官報公示を行いました。これにより、効力発生日は平成29年10月1日となります。

〈平成29年度地域別最低賃金時間額答申状況〉

都道府県名	答申された改定額【円】	引上げ額【円】	（発効予定年月日）	都道府県名	答申された改定額【円】	引上げ額【円】	（発効予定年月日）
北海道	810（786）	24	（平成29年10月1日）	滋 賀	813（788）	25	（平成29年10月5日）
青 森	738（716）	22	（平成29年10月6日）	京 都	856（831）	25	（平成29年10月1日）
岩 手	738（716）	22	（平成29年10月1日）	大 阪	909（883）	26	（平成29年9月30日）
宮 城	772（748）	24	（平成29年10月1日）	兵 庫	844（819）	25	（平成29年10月1日）
秋 田	738（716）	22	（平成29年10月1日）	奈 良	786（762）	24	（平成29年10月1日）
山 形	739（717）	22	（平成29年10月6日）	和歌山	777（753）	24	（平成29年10月1日）
福 島	748（726）	22	（平成29年10月1日）	鳥 取	738（715）	23	（平成29年10月6日）
茨 城	796（771）	25	（平成29年10月1日）	島 根	740（718）	22	（平成29年10月1日）
栃 木	800（775）	25	（平成29年10月1日）	岡 山	781（757）	24	（平成29年10月1日）
群 馬	783（759）	24	（平成29年10月1日）	広 島	818（793）	25	（平成29年10月1日）
埼 玉	871（845）	26	（平成29年10月1日）	山 口	777（753）	24	（平成29年10月1日）
千 葉	868（842）	26	（平成29年10月1日）	徳 島	740（716）	24	（平成29年10月5日）
東 京	958（932）	26	（平成29年10月1日）	香 川	766（742）	24	（平成29年10月1日）
神奈川	956（930）	26	（平成29年10月1日）	愛 媛	739（717）	22	（平成29年10月1日）
新 潟	778（753）	25	（平成29年10月1日）	高 知	737（715）	22	（平成29年10月13日）
富 山	795（770）	25	（平成29年10月1日）	福 岡	789（765）	24	（平成29年10月1日）
石 川	781（757）	24	（平成29年10月1日）	佐 賀	737（715）	22	（平成29年10月5日）
福 井	778（754）	24	（平成29年10月1日）	長 崎	737（715）	22	（平成29年10月6日）
山 梨	784（759）	25	（平成29年10月13日）	熊 本	737（715）	22	（平成29年10月1日）
長 野	795（770）	25	（平成29年10月1日）	大 分	737（715）	22	（平成29年10月1日）
岐 阜	800（776）	24	（平成29年10月1日）	宮 崎	737（714）	23	（平成29年10月6日）
静 岡	832（807）	25	（平成29年10月4日）	鹿児島	737（715）	22	（平成29年10月1日）
愛 知	871（845）	26	（平成29年10月1日）	沖 縄	737（714）	23	（平成29年10月1日）
三 重	820（795）	25	（平成29年10月1日）	全国加重平均額	848(823)	25	—

※1 括弧書きは、平成28年度地域別最低賃金額。

※2 「発効予定年月日」欄の日付は異議審がない場合の最短のもの。

業務改善助成金の概要

要件を満たし、事業場内最低賃金を引き上げることにより、活用できる助成金があります。
会社の生産性向上のために、あなたの会社をサポートする助成金を活用しましょう。

1. 最低賃金の現状を理解しよう

「最低賃金」とは、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があり、その両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

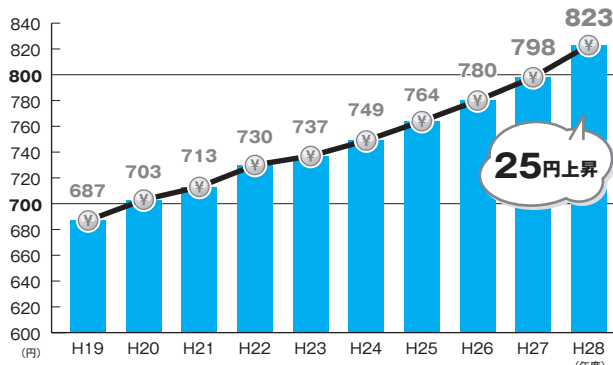
Q 最低賃金の現状は？

最低賃金は右肩上がりです。上昇を続けています。

平成28年10月1日から順次、すべての都道府県で改定地域別最低賃金額が発効され、改定額の全国加重平均は823円となり、平成27年度から25円の上昇となりました。

これは、比較可能な平成14年度以降で、最大の上げ幅となります。

地域別最低賃金の全国加重平均額の推移(直近10年間)



厚生労働省「地域別最低賃金の全国加重平均額と上げ率の推移」を基に作成

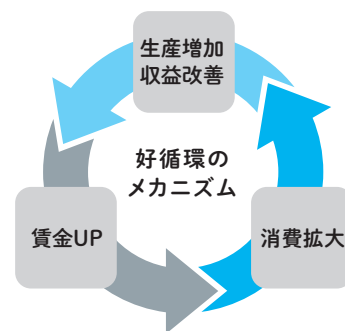
Q なぜ、最低賃金を引き上げることが必要なの？

最低賃金の引き上げは、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善等とともに、全ての所得層での賃金上昇と企業収益向上の好循環の持続・拡大につながる事が期待されます。

最低賃金については、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平

均が1,000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」と示されています。

厚生労働省では、最低賃金の引上げに向けて、中小企業・小規模事業者に対するさまざまな支援策を実施しています。



2. 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、「ニッポン一億総活躍プラン」、「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「日本再興戦略2016」(いずれも平成28年6月2日閣議決定)に記載されている、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援の一環として実施しています。

Q 「業務改善助成金」とは？(概要)

生産性向上のための設備投資などにかかる費用の一部を助成します。

中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

Q 誰がもらえるの？(支給対象者)

事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者が対象となります。

- (1) 業種に応じて、①「資本金の額又は出資の総額」、②「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- (2) 引き上げる賃金額により、支給対象者が異なりますのでご注意ください。

業 種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸 売 業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小 売 業	5,000万円以下の法人	50人以下

Q どうしたらもらえるの？（主な支給要件）

- 事業実施計画を策定すること
- (1) 賃金引上計画
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる計画。（就業規則等に規定）

- (2) 業務改善計画
生産性向上のための設備投資などの計画。

- (1) 引上げ後の賃金額を支払うこと
引上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になる必要があります。
- (2) 生産性向上に資する機器・設備などを導入することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
 - 単なる経費削減のための経費
 - 職場環境を改善するための経費
 - 社会通念上当然に必要なとなる経費は除きます。

- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと
など

※その他、申請に当たって必要な書類があります。

3. もっと知りたい！『業務改善助成金』について

Q 具体的な助成額などは？

申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資などにかかった費用に助成率を乗じて算出し

た額を助成します（1,000円未満端数切り捨て）。なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、助成の上限額が定められていますので、ご注意ください。

申請コース区分	助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の上限額
60円コース	事業場内最低賃金が 1,000円未満の事業場	60円以上	$7/10^{※1}$ （常時使用する労働者数が 企業全体で30人以下の事業場は $3/4^{※1}$ ） $※1$ 生産性要件を満たした場合には $3/4$ （ $4/5$ ）	100万円
90円コース	事業場内最低賃金が 800円以上1,000円未満 の事業場	90円以上		150万円
120円コース		120円以上		200万円

○「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

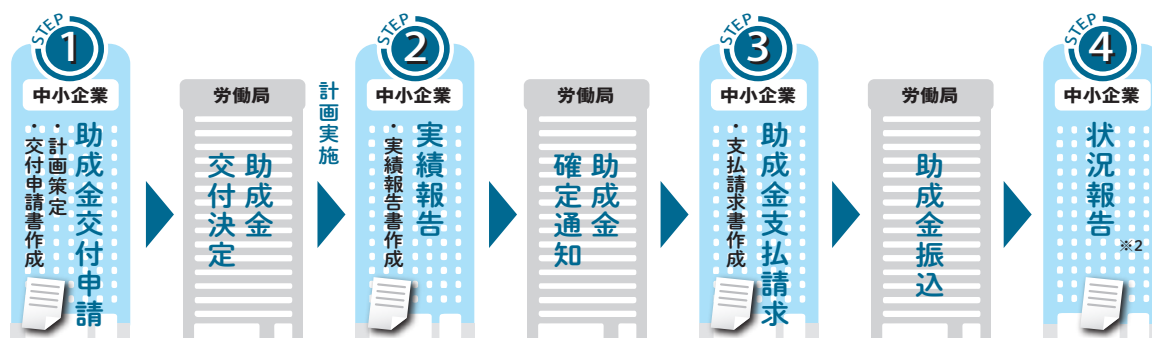
○過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

★助成率が加算になる「生産性要件」とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合をいいます。

Q 申請手続きは？

申請から支給されるまでの事務手続は下図のとおりです。

申請先は、事業場が所在する地域の都道府県労働局雇用環境・均等部（室）となります。



※2 助成金を受給した事業主は、労働局長に対し受給後の解雇、賃金等の状況を報告するため状況報告を提出してください。この報告を行わない、または虚偽の報告を行った場合は、交付決定を取り消し、支給した助成金を回収する場合があります。

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業場の実情に応じた適切な措置）が**事業者の努力義務**となりました。

事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握・分析し、実行可能な対策のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ぜひ、ご活用ください。

対象となる事業主

次の（１）～（３）すべてに該当する事業主が対象です。

（１）	労働者災害補償保険の適用事業主		
（２）	次のいずれかに該当する中小企業事業主		
	業 種	常時雇用する労働者数※１	資本金※１
	小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
	サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下 5,000万円以下
	卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
	その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下
※１ 労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。			
（３）	事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主		

助成の対象となる措置

①	右の基準を満たす 喫煙室 の設置・改修	喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が 0.2 m/秒以上
②	右の基準を満たす 屋外喫煙所（閉鎖系） の設置・改修	喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の 出入口などにおける粉じん濃度が増加しない
③	右の基準を満たす 換気装置 の設置など （宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ）	喫煙区域の粉じん濃度が 0.15 mg/m ³ 以下、 または 必要換気量が 70.3 ×（席数）m ³ /時間 以上

助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
上記①～③の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など	1 / 2	200万円

・交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。

・同じ事業場で複数の場所に措置※２を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。

※２ 同時期に行う措置で、①～③のいずれか、または複数の組み合わせ。合計額の申請上限は200万円。

留意事項

この助成金の受給にあたっては、喫煙室の設置等の事業計画の内容が技術的及び経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の 単位面積当たりの助成対象経費上限額
①喫煙室の設置・改修	60万円/㎡
②屋外喫煙所の設置・改修	
③上記以外の受動喫煙を防止するための措置・改修 (換気装置の設置など)	40万円/㎡

例) 4㎡の喫煙室の設置・改修の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として 4㎡×60万円/㎡ = **240万円まで(助成額にして120万円まで)**しか認められません。

申請手続の流れ

申請内容の検討

交付要綱などを読み、この助成金の制度を把握し、申請書の作成、関係資料を準備しましょう。不明な点があれば、所轄の都道府県労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）や相談支援業務の相談ダイヤル（最終ページ参照）にお気軽にご相談ください。

交付申請

申請書類を2部ずつ、所轄の労働局（**雇用環境・均等部企画課または雇用環境・均等室**）に提出してください。労働局での審査期間は原則1か月以内です。※書類の形式的審査を雇用環境・均等部企画課または雇用環境・均等室で、詳しい技術的審査を労働基準部健康課または健康安全課で行います。

交付決定通知書受領

助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」を発行します。
この交付決定通知書を受領してから、工事に着手してください。

工事の発注・施工

交付決定の内容に従って工事を実施してください。
事業内容に変更がある場合は、「交付決定内容変更承認申請書」を所轄の労働局に提出し、承認を受ける必要があります。

工事費用の支払い

工事が完了したら費用を支払い、領収書と明細を受領してください。
分割払いやリース契約による支払いの場合には、助成金は交付できませんので、ご注意ください。

事業実績報告

報告書類を2部ずつ、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に提出して、実績報告をしてください。
報告は、交付決定の際に指定された期日までに行ってください。

交付額確定通知書受領

最終的に助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書」を発行します。

請求書の提出

所定の様式の請求書に、助成金の振込先として指定する口座等の情報について記載し、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に提出してください。

助成金の受領

請求書の提出時に指定した口座に、助成金を振り込みます。

実施状況報告

設置した設備の運用状況や帳簿・書類の保存状況について、交付額確定の際に指定された期日（おおむね助成金交付の5年後）までに、所定の様式に従って、所轄の労働局（**労働基準部健康課または健康安全課**）に報告してください。

交付申請に必要な書類 *印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書 *
2	受動喫煙防止対策についての事業計画 *
3	不交付要件に該当しない旨の書類 *
4	直近の労働保険概算保険料申告書の写し (保険関係が成立して間もない場合は、労働保険関係成立届)
5	中小企業事業主であることを確認するための書類 (資本金・労働者数を記載した資料など)
6	措置を講じる場所の工事前の写真(申請日から3か月以内に撮影したもの)
7	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
8	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
9	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
10	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し(2業者以上必要)
11	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

事業実績報告に必要な書類 *印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書 *
2	受動喫煙防止対策についての事業結果概要報告書 *
3	受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
4	交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書の写し(複数回変更している場合は、すべての写し)
5	工事に関する領収書※ ³ 、経費についての内訳の写し ※ ³ やむを得ない場合、請求書で実績報告することもできますが、その場合も、助成金の交付額確定後1か月以内に、施工業者から申請者宛ての領収書の写しを提出する必要があります。
6	措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真 (工事終了後速やかに撮影したもの)
7	交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
8	講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
9	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

申請に当たっての注意点

- ▶ この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。助成金の交付要綱、交付要領その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- ▶ この助成金の交付を受けても、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附の制限は受けません。
- ▶ 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求めることがあります。
また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

ご不明な点は、**事業場のある都道府県労働局**にご相談ください。

この助成金の申請窓口 → **雇用環境・均等部企画課**または**雇用環境・均等室**
喫煙室等に関する技術的な事項など → **労働基準部健康課**または**健康安全課**

最近の雇用失業情勢

○平成29年7月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）2.8%であり、前月と同水準。

☆完全失業者数（季節調整値）は、前月より1万人増加し、190万人。（原数値は191万人で、前年同月差12万人減少）

☆就業者数（季節調整値）は、前月より14万人増加し、6,545万人。

☆雇用者数（季節調整値）は、前月より20万人増加し、5,846万人。

☆雇用者数（原数値）を主要産業別にみると、前年同月比で「情報通信業」「生活関連サービス業、娯楽業」で減少している。

☆平成29年7月の有効求人倍率（季節調整値）は1.52倍であり、前月より0.01ポイント上昇。

☆平成29年7月の新規求人倍率（季節調整値）は2.27倍であり、前月より0.02ポイント上昇。

内閣府の月例経済報告（平成29年8月）「景気は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。」（※景気の総括判断は維持。）

「雇用情勢は、改善している。雇用情勢の先行きについては、改善していくことが期待される。」（※雇用情勢判断は維持。）

項 目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
26年度	1.69	2.58	13.04	1.11	1.61	7.16	12,412	16,541
27年度	1.86	2.93	14.88	1.23	1.81	8.06	11,899	15,854
28年度	2.08	3.24	16.16	1.39	2.04	8.70	10,916	14,880
29年7月	2.27	3.38	15.07	1.52	2.10	8.08	10,549	14,174

注意）1. 月別の求人倍率は全国、東京が季節調整値、品川所が原数値、各年度の求人倍率は原数値です。

2. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値、各年度は平均値です。

3. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイムを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況（平成29年7月）

都内の求人・求職の動きを見ると、有効求人数（原数値）は362,236人（前年同月比0.7%増）で、87か月連続で前年同月を上回った。また、新規求人数（原数値）は121,267人（前年同月比1.1%減）で、3か月ぶりに前年同月を下回った。

一方、有効求職者数（原数値）は180,780人（前年同月比2.4%減）で、83か月連続で前年同月を下回った。また、新規求職者数（原数値）は36,102人（前年同月比4.3%減）で、2か月連続で前年同月を下回った。

就職件数は10,549件で、前年同月より6.0%減となった。一般、パート別の状況をみると、一般は6,021件（前年同月比8.5%減）、パートは4,528件（前年同月比2.4%減）となった。

東京の企業倒産状況（株東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数152件（前年同月比7.0%増）。業種別件数では、サービス業（31件）、卸売業（28件）、建設業、小売業（19件）の順となった。

（季節調整値は、センサス局法監）（X-12-ARIMA）により、毎年1月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官

港地区健康と安全推進大会

平成 29 年度



健康で安全に働くことが
出来る職場を目指して!

(参加費無料)

- 1 日時 **平成29年10月25日(水)** 13:00～16:00
- 2 会場 ハローワーク品川 4階・5階・B 1階 (港区芝5-35-3)
- 3 次第

第1会場 表彰・事例発表・特別講演(4階大ホール 13:30～16:00)

第1部 三田労働基準監督署長表彰

第2部 (1) 事例発表

(2) 特別講演「これからの心とからだの健康づくり

～労働生活の質を保つ加齢変化への健康アプローチ～」

労働衛生コンサルタント事務所オークス所長 竹田 透 氏

特別講演講師 竹田透氏プロフィール



1990年産業医科大学卒業。15年間の専属産業医を経て2005年に労働衛生コンサルタント事務所を開設。企業の産業保健に関するコンサルティングや嘱託産業医を行うとともに、産業保健活動に関する講演、執筆等を行っている。(公社)日本橋医師会理事、産業医科大学産業衛生准教授、日本産業衛生学会指導医、日本抗加齢医学会専門医としても活動。

講演要旨 健康にとって、運動、栄養、休養が重要であることは広く知られていますが、なかなか継続的に実践できないことが多いと言われます。THPが始まったころは、企業・事業場ぐるみでこれらの取り組みを行っていましたが、過重労働対策やメンタルヘルス対策が優先されるなかで、職場で健康づくりに取り組まれることが少なくなりました。しかし、働き方改革が進められるとともに高年齢労働者が今後も増加していく中で、改めて健康づくりの重要性が見直されてきています。特に、研究や実践が進められている「加齢に伴う健康影響の予防」という視点で、これからの健康づくりについて解説をします。

第2会場 無料健康測定 (5階会議室 13:00～16:00)

会場の制約でお待ちいただくことがあります

脳年齢・骨密度・体力測定などの健康測定と健康指導が受けられます。

協力：(一社)労働保健協会【〒173-0027 板橋区南町9-11 ☎3530-2131】

第3会場 無料健康相談 (B 1階小会議室 13:00～14:30)

健康診断結果等について医師・保健師が相談をお受けします。

協力：みなと保健所、港区医師会・港地域産業保健センター

- 4 参加申込 FAXでお申し込みください。

主催 港地区健康と安全推進大会実行委員会

代表世話人 三田労働基準監督署



第12次東京労働局労働災害防止計画 推進中!

産業保健フォーラム IN TOKYO 2017

「こころ」「からだ」「しごと」
かけがえのない あなたとわたし

参加費
無料!!

日時 平成29年10月26日(木) **開場** 10:00
場所 ティアラこうとう (江東区住吉2丁目28-36)

10:30 主催者挨拶

【特別講演】

10:40~
12:00

「過労死等防止対策に必要な過重労働と健康障害に関する医学的知見」

独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
過労死等調査研究センター 統括研究員 医師

吉川 徹氏

事例発表①

13:30~
14:25

「産業保健師がストレスチェックを読み解く! ~職場改善にどうつなげるか~」

株式会社アルピオン 人事部 健康管理室 保健師

高木 智子氏

14:25~
14:35

リフレッシュ体操

東京健康保持増進機関連絡協議会

14:45~
15:10

「治療と職業生活の両立支援ガイドラインについて」

東京労働局 労働基準部 健康課

事例発表②

15:10~
15:50

「中小企業でもできるがん治療と仕事を両立する働き方改革」

株式会社日本総合経営協会 代表取締役

岩鼻 宏樹氏

15:50~
16:00

「職場におけるハラスメント対策について」

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

同時開催 | 健康測定コーナーもあります!

健康測定コーナー

(簡易体力測定・骨密度測定・
転倒リスク測定・内部被ばく測定)

相談コーナー

(治療と就労の両立支援制度、受動喫煙防止
対策支援相談コーナーもあります)

展示コーナー

〈主催〉

東京労働局／(公社) 東京労働基準協会連合会／東京産業保健総合支援センター

〈後援〉

東京都／特別区長会／東京都市長会／東京都町村会／(公社) 東京都医師会／

東京都産業保健健康診断機関連絡協議会／東京健康保持増進機関連絡協議会／他関係団体

〈新入会員のご紹介〉

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

事業場名	所在地	電話	業種
ヴェルト(株)	港区東新橋2-5-12	03-3433-9371	ポストプロダクション
(一財)日本情報経済社会推進協会	港区六本木1-9-9	03-5860-7551	サービス業 (一般財団法人)
(公財)日産厚生会 玉川クリニック	世田谷区玉川3-15-17	03-3709-3281	医療
(株)電技社	港区芝3-6-12	03-3453-7235	電気設備設計施工管理
(株)ナイガイ	港区赤坂7-8-5	03-6230-1651	衣料品卸売業
(株)ミュウ・ラボラトリー	渋谷区渋谷3-7-1	03-6412-8258	スクール運営の業務請負

最近の企業の人事労務管理講習会を開催しました

7月11日に、ハローワーク品川入居ビル4階の大ホールで安西法律事務所所長安西愈弁護士による講演を行いました。安西弁護士の講演会は毎年の恒例となっており、いつも聴講希望者があふれておりました。今年は少しでも多くの会員にご参加いただけるよう、各企業1名のみと人数を制限させていただき、会場も200名以上収容できます場所を確保いたしましたが、それでも聴講をお断りせざるを得ない状況となりました。

当日は、三田労基署長挨拶の後、安西弁護士から2時間にわたり「最近の企業の人事労務管理～労働関係法令の相次ぐ改正への対応～」と題しました講演をいただきました。最近の話題である「働き方改革」に企業はどう対応するかについ

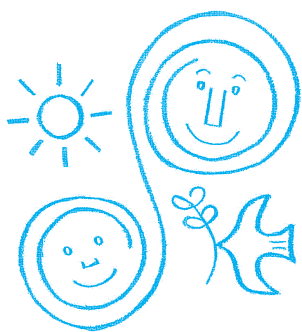
て、「同一労働同一賃金」の考え方、定年後再雇用者への対応方法、「長時間労働の是正」に伴う限度基準時間と労働時間管理の方法、「労働契約法の無期転換制度」に対する様々な方法など、企業の皆様にわかりやすくご講演頂きました。配付いたしました資料も今までで一番厚い79ページとなっていました。



満席となった会場



講演される安西弁護士



健康診断・特殊健康診断等

企業に合った健康診断を提供しております。
定期的に健康診断を受け、早期発見・早期治療を心掛けましょう。

併せて、長時間労働面談・保健指導・健康セミナー・健康相談等実施しております。

お気軽にご相談下さい。

作業環境測定についてもお任せ下さい。



一般財団法人 全日本労働福祉協会

ALL JAPAN LABOUR WELFARE FOUNDATION



会長 医学博士 柳澤 信夫

〒142-0064 東京都品川区旗の台6-16-11

TEL : 03-3783-9411

FAX : 03-3783-6598 Mail : keikaku@zrf.or.jp



全日本労働福祉協会は、厚生労働省が推進する、がん検診受診率50%を目指すプロジェクトの推進パートナーです。

みなとみた

平成29年9月号 平成29年9月15日発行(年6回発行) 第21巻第5号通巻第123号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>